

コンテンツマネジメント分科会企画セッション

「マジコン事件は著作権・意匠権・特許権の侵害事件ではないのか？」

■ 講演

角 田 政 芳 氏 （東海大学法科大学院教授）

■ 内容

2009年2月27日、東京地裁は、いわゆる「マジコン事件」について、マジコンを輸入して「ニンテンドーDS」のユーザに販売する行為を不競法2条1項10号のアクセス・コントロール無効化行為としてわが国で初めて差止めを認めた。

「ニンテンドーDS」は、任天堂が2004年から世界各国で発売を開始し、2010年3月末時点では全世界累計販売台数が1億2889万台を突破して、携帯型ゲーム機としては過去最高の販売台数を記録するに至っている。

マジコン事件は、インターネット上に違法に配信されたこの「ニンテンドーDS」用ゲームソフトを、ゲームソフトの著作権者である任天堂等に無断でダウンロードして自己のDSでプレイするユーザーに対して、ダウンロードしたままでは自己のDSで実行できない状態のものを、実行できるようにする機器である「マジコン」の輸入販売の違法性を問う事件である。

アクセス・コントロール等の技術的制限手段の回避装置等の規制は、1995年成立のWIPO著作権条約(WTC)第11条とWIPO実演・レコード条約(WPPT)18条に対応して、わが国では、平成11年の改正著作権法と不正競争防止法によって実現されている。

「マジコン事件」は、その不競法上の責任を認めた事例であるが、むしろ、この事件の本質は、DS用ゲームソフトの著作権侵害と特許権侵害、そして意匠権に基づく刑事上・民事上の請求が可能な事例である。

その理由は、現行著作権法の立法担当者やほとんどの学説とは異なるが、現行著作権法の明文規定に基づけば、ゲーム・プログラムについてはアクセス・コントロールも著作権法上の技術的保護手段に該当するし、現行特許法上ゲーム・プログラムについても特許権が認められており、任天堂はすでに多数の特許権を取得しており、さらにDS用カードの意匠(形状)の意匠権も取得しており、マジコンは当然ながら登録意匠と同一の意匠だからである。また、2010年1月1日施行の改正著作権法30条1項3号により、インターネット上の違法配信DS用ゲームソフトのダウンロードは私的使用目的であっても複製権侵害となった。

東京地裁判決はマジコンの輸入・販売を禁止した。にもかかわらず、マジコンは本日(2010年6月19日)でもインターネット上で堂々と販売されている。任天堂は、昨年10月、第二弾として東京地裁に損害賠償請求訴訟を提起したが、なお、不競法に基づく請求にすぎない。

本講演では、マジコン事件が、不競法上の事件としてだけでなく、著作権、意匠権そして特許権の直接侵害または間接侵害事件であることを指摘し、同時に、近時、沸騰気味とも思われる著作権の間接侵害の議論が、本来の意味からかなり逸脱している点も指摘して、議論のたたき台にしたい。

コンテンツマネジメント分科会企画セッション

「マジコン事件は著作権・意匠権・特許権の侵害事件ではないのか？」

■ 講演者紹介

角田政芳氏

東海大学法科大学院教授（知的財産法・エンターテインメント法担当）

東京理科大学専門職大学院非常勤講師

弁護士（第二東京弁護士会）

<略 歴>

昭和 53 年駒澤大学大学院博士課程私法学専攻単位取得満期退学（法学修士）。平成 6 年 4 月～平成 8 年 3 月 Max-Planck 国際知的財産権法研究所（ドイツ）留学。昭和 55 年～昭和 63 年特許事務所勤務。昭和 63 年～平成 2 年関東学園大学経済学部助教授。平成 2 年～平成 11 年関東学園大学法学部助教授。平成 11 年～平成 16 年東海大学法学部教授。平成 16 年～現在・東海大学法科大学院教授。平成 19 年弁護士登録（第二東京弁護士会）。平成 22 年瀧野国際特許事務所入所

<主要著書>

- ・主 著：知的財産法（第 5 版）（アルマシリーズ・共著・有斐閣、2010 年）
知的財産権六法 2010 年版—判例付—（編集・三省堂、2010 年）
著作権法コンメンタール（共著・勁草書房、2009 年）
判例評釈大系（共著・青林書院、2009 年）
Patent Infringement Worldwide(Carl Heymanns, Germany, 2009 年)
知的財産権事典（編集・丸善、2005 年）
- ・論 文：「無体財産権法における属地主義と用尽理論」
「特許権の擬制侵害」
「著作権の間接侵害論—序説—」
「商標権の間接侵害理論について」ほか。

<所属学会>

日本工業所有権法学会（理事）、著作権法学会、経済法学会、International Association for the Advancement of Teaching and Research in Intellectual Property (ATRIP)